

中央地域視聴覚教育協議会の廃止について

平成 17 年 2 月 18 日
教 育 委 員 会

1. 中央地域視聴覚教育協議会の廃止

視聴覚教育の充実のため盛岡教育事務所管内 11 市町村（盛岡市、岩手町、雫石町、葛巻町、西根町、玉山村、松尾村、滝沢村、紫波町、矢巾町、安代町）で構成する中央地域視聴覚教育協議会を下記の理由により廃止するものである。

2. 廃止の理由

- ① 盛岡教育事務所管内には、当該法定協議会のほかに管内教育行政事務推進協議会など 4 つの任意協議会があり、この 5 つの協議会を 1 つの任意協議会に統合し、事務の効率化を図るものである。
- ② 新しく設立する協議会では、5 協議会がそれぞれの立場でそれぞれの教育課題に対応した事業を、今後はより地域との連携を密にしながら、学社融合など課題解決のための方向を広く捉え、効果的な事業運営を図っていくものである。
- ③ 当初、協議会が国や県の補助金を受けるためには、法定協議会の設立が必要であったが、平成 6 年からは国・県の補助制度は廃止されたものである。

3. 廃止の期日

中央地域視聴覚教育協議会が定めた日。

4. その他

当該協議会は、法定協議会のため地方自治法第 252 条の 2 第 3 項の規定に基づき、加入時において構成する各市町村の議会の議決を経たものであることから、廃止においても同様に廃止の協議に関し各市町村の議会の議決を求めるものである。